

移民が「よそ者」になるとき、 ならないとき

高谷幸
Takaya Sachii

2018年に外国人労働者受け入れ拡大のための法改定が行われ、移民社会としての日本が本格的に顕現してきた。移民を「よそ者」と見なし距離を置くのはたやすいが、最早それでは日本社会の持続可能性を保つていくことは難しい。同じコミュニティの構成員として、移民をどのような理念で捉え、協調していくべきなのか。日本における移民受け入れの流れを見渡しなが、この先これからの視座を考察する。

移民と「よそ者」

以前、日本で活躍されている中国人ジャーナリストの方に話を聞いたことがある。中国から日本に留学し、卒業後、日本でずっと仕事をしてきた彼は、私が話を伺ったときはすでに日本で20年以上暮らしていた。彼の話のなかで一番印象に残ったことは、それだけ長く住んでいても「いつ中国に帰るんですか？」と日本人から聞かれることがあり、「悲しくなる」というエピソードだった。おそらく、質問者からすれば何気ない問いかけだろう。しかし、このジャーナリストからすれば、自分は「いつか帰る人」で、日本社会のメンバーとは思われていないと感じる瞬間なのだ。

19世紀末から20世紀前半に、現在のドイツで活躍した社会学者のゲオルク・ジンメル（1858～1918）は、「よそ者」について、次のように述べている。

……よそ者とは、これまでよく言われてきたように、今日来て明日去っていく人という意味ではない。むしろ今日来て明日とどまる人——いわば潜在的放浪者という意味だ。……彼は一定の空間領域——ないしは空間と似たような形で境界が定められている領域の内部につきなぎとめられている（ジンメル『よそ者についての補論』G・ジンメル『ジンメル・コレクション』北川東子編訳・鈴木直訳、ちくま学芸文庫、1999年）。

つまり、ジンメルという「よそ者」とは、「今日来て明日去っていく人」（ここでは「旅人」と呼んでおこう）ではない。一方で、彼の表現をもじっていえば「昨日からいて明日もとどまる人」（ここでは「ネイティブ」と呼んでおこう）でもない。「よそ者」とは、「外」からやって来つつ「内部につきなぎとめられ」た者、つまりコミュニティのメ

たかや・さち
大阪大学大学院人間科学研究科准教授。1979年奈良県生まれ。神戸大学法学部卒業。京都大学大学院人間・環境学研究科修士。専門は社会学・移民研究。著書に『追放と抵抗のポリティクス——戦後日本の境界と非正規移民』（ナカニシヤ出版）、『著に「移民政策とは何か——日本の現実から考える」（人文書院）がある。

ンバーになった者であり、これからもそこにとどまる人である。ジンメルはまた、この「よそ者」の特徴を、その人の属性としてではなく、彼と集団との関係に見出ししている。すなわち「よそ者」とは、「集団に内在し、その構成員としての地位を保つと同時に、集団の外側に立ち、集団に立ち向かう要素を含んでいる」という（前掲書）。それゆえこの定義にしたがえば、移民の子や孫として移動先で生まれた者のように、「外」からやってきたわけではないが、「集団の外側に立」っているように見なされがちな「よそ者」もいる（図1）。こうした者も含め、「よそ者」の位置における人びとは、歴史上、多くの社会に見出されてきた。ジンメルは、商人やユダヤ人をその例としてあげている。その後、ジンメルの影響を受け、シカゴ大学で社会学の教鞭をとったロバート・パーク（1864～1944）とその弟子たちは、当時、シカゴに急増していた移民に注目した。彼

らは、欧州からアメリカに渡ってきた移民たちが様々な障壁に直面しながらも、自分たちの「居場所」を築いていく過程や、その移民たちの営みが都市、社会を形成していくありさまを描き出した。社会学史的にいえば、彼らの研究が「都市社会学」という学問分野を打ち立てたのだが、ここからみえてくるのは、「よそ者」の象徴として捉えられた移民が、その後「市民」となっていくというアメリカの歴史である。

では、日本はどうだろうか。冒頭のジャーナリストのエピソードから考えると、日本に暮らす移民は、「よそ者」としてよりもむしろ、「今日来て明日去っていく人」つまり「旅人」と見なされがちなのではないだろうか。

日本における移民

日本に暮らす移民は増加傾向にあり、そのうち外国籍をもつものだけでも、2018年末に約273万人と、人口の2%を超えた。国籍別では、中国、韓国、ベトナム、フィリピンが多く、近年はとくにベトナム国籍者の増加が著しい。人口の2%というと欧米諸国などと比較するとまだ割合は低いようにみえるかもしれないが、地域差は大きく、外国籍人口が10%を超える自治体もある。また帰化者や国際結婚をした両親から生まれた子どもなど、移民や移民ルーツの人びとのなかには日本国籍をもつ者も少なくない。さらに、働いている外国籍者に焦点を絞っても、2013年には約72万人だったその数は、2018年には146万人と、5年間で倍増した（図2）。

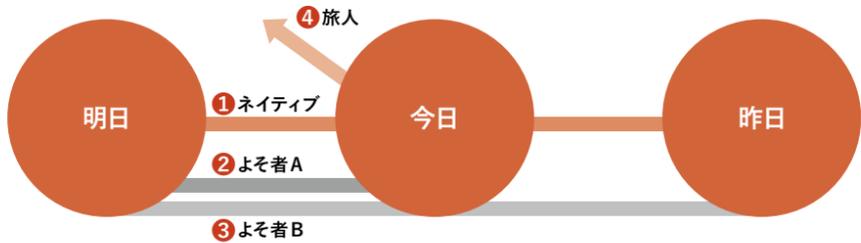
この背景には、経済回復や東京五輪の準備などによる短期的な人手不足のみならず、高齢化にと

もなう労働力人口の減少という長期的な傾向があると考えられる。こうしたなか、政府は、2018年、人手不足を理由として初めて移住労働者の公式な受け入れを決めた。しかし同時に政府は、これを「移民」の受け入れと見なすことを拒否している。この意図を理解するために、これまでの日本の移民受け入れについて振り返ってみよう。

戦後日本には、在日コリアンや台湾、中国人など移民や移民ルーツの人びとが暮らしてきた。その後、1980年代に入って、東南アジアや南アジアなどからの新しい移民の流れが目立つようになった。彼・彼女らの多くは、観光などの目的で入国し、在留期限が切れた後も働く「オーバーステイ」だった。

彼らの急増を受け、1989年に政府は出入国

■図1：移民とコミュニティの相関イメージ

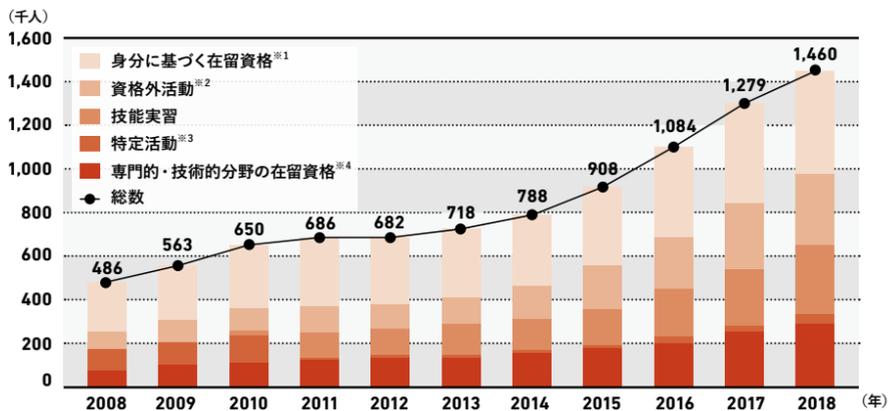


ジンメルが提示した「よそ者」の特徴になぞらえ、コミュニティの構成員をそれぞれ

- ① ネイティブ：昨日からいて明日もとどまる人
- ② よそ者A：移民。今日来て明日とどまる人
- ③ よそ者B：移民の子や孫など外からやってきたわけではないが、集団の外に立っているように見なされがちな人
- ④ 旅人：今日来て明日去っていく人

に分類し、各々の関係性を仮定してみたもの。

■図2：在留資格別外国人労働者数の推移



※1 我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。
 ※2 本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの（原則週28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。
 ※3 法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うもの。
 ※4 就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師等が該当する。
 資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）」

管理及び難民認定法（以下、入管法）を改定し、翌年施行した。ただしここでは、「専門的・技術的分野における外国人労働者は積極的に受け入れる一方で、いわゆる『単純労働者』の受け入れは認めない」という方針が確認された。一方、この法改定とあわせて、日系3世とその家族に、親族訪問という名目で「定住者」という在留資格が認められることになった。この結果、ブラジルやペルーなどから日本への「デカセギ」が増加することになった。

また1993年には、外国人研修・技能実習制度が発足した。この制度は、もともと人材育成を通じた技能等の移転による国際協力の推進を目的として1960年代に始まった研修制度に端を発している。その研修制度に後続し、より実践的な技能を身につけるという目的で外国人技能実習制度が設立され、あわせて「外国人研修・技能実習制度」として運営されることになった。しかし現実にはこれは、人手不足に悩む中小零細企業が安価な移住労働者を受け入れる制度として機能することになった。実際、低賃金、転職の自由が認められないこと、強制帰国など、劣悪な労働条件や人権侵害がたびたび問題になり、何度か制度改定もなされてきた。2010年には、研修と切り離し、1年目から労働法の適用が認められる外国人技能実習制度となったが、根本的な問題は変わらなかった。一方で、制度の緩和もなされ、受け入れが認められる職種や年数も拡大され、技能実習生数の増加につながってきた。2018年には約33万人がこの制度下で働いており、同制度は、日本における移住労働者受け入れの主要な経路として機能している。くわえて近年は、主に技能実習生の受け入れが認められていない飲食サービス業

■図3：「特定技能」労働者の在留要件

	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	通算で上限5年まで	更新可能
家族帯同	不可	可
永住	2号への移行後に可	可
必要な技能 [※]	相当程度の知識または経験	熟練した技能
必要な日本語能力 [※]	試験などで確認	なし
職種	特定産業分野（14分野） 介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業	建設、造船・船用工業

※「必要な技能」「必要な日本語能力」は、技能実習からの移行の場合、試験は免除される。
資料：出入国在留管理庁「新たな外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組」

や小売業などで「留学生」の雇用が増加している。このように、日本における移住労働者の受け入れには、『単純労働者』の受け入れは認めない」という建前を維持しつつ、実際には、別の目的で受け入れた日系人、研修生、技能実習生、留学生が、非熟練労働市場で働くという、建前と現実のズレがあった。それゆえこうした受け入れは、「サイドドアからの受け入れ」と揶揄されてきた。

「旅人」にとどまらせる力としての法制度

さて2018年の法改定による移住労働者の受け入れ拡大は、このような歴史をある程度転換するものである。というのも、前述のように、人手不足を補うためには移住労働者が必要ということに初めて公式に認められた受け入れだからである。

一方で、この法改定には、「定住化の阻止」という点で、これまでの政策との連続性も見出せる。これは、日本での就労・滞在期間の上限を定め、家族帯同も認めないことで、可能な限り定住させない形で、移住労働者を受け入れようとする方策である。いわば、「今日来て明日去っていく人」つまり「旅人」のような形で、移住労働者を受け入れようとするものといえるだろう。

もともとこの方針は、1989年の入管法改定をめぐる議論のなかで浮上し、就労・滞在期間に上限があり、家族帯同も禁じられている外国人研修・技能実習制度として制度化された（梶田孝道「日本の外国人労働者政策」梶田孝道・宮島喬編『国際社会1 国際化する日本社会』東京大学出版会、2002年）。その後、前述のように、この制度は拡大、緩和されてきた。「定住化の阻止」という方針が、日本の受け入れ政策のなかで主流化して

時に、集団の外側に立ち、集団に立ち向かう要素」をもっているのだった。

そして、この「内」にしながら「外」の視点ももつという点が、「よそ者」がまちづくりに新しい視点をもたらす存在として注目されている理由だろう。これは、地域社会に定住した移民の場合も同様であり、コミュニティに新しい視点をもたらし地域の活性化に一役買っている移民も珍しくなくなっている。

岡山県総社市は、そうした移民の社会参加を積極的に進めてきた自治体の一つである。市の職員にブラジル出身者の譚俊偉さんを雇用し、譚さんや他の通訳スタッフが、地域に暮らす移民たちの相談にのる体制を整えた。この結果、移民コミュニティと自治体や地域のつながりができ、一緒にイベントを企画するようになった。また災害時には、移民たちもボランティアとして、被災者支援に取り組んでいる。彼らを支えてきたNGOの代表の方にお話を伺った際、異なる背景をもつ人びとの存在は「お荷物」ではなく「財産」であることを強調されていたが、移民たちは、社会参加を通じて、ますますコミュニティの「財産」として評価されるようになっていく。

ただ一方で、「よそ者」がもつとされる「ネイティブ」との違いを「財産」かどうか判断するのは誰か、という問いは残る。「よそ者」はコミュニティのメンバーではあるものの、そのコミュニティの「ネイティブ」との関係を見た場合、社会構造上、優位な立場に立つ「ネイティブ」の方が力をもっていることが多い。そうした力関係を背景に、「よそ者」を評価するのは、「ネイティブ」であり、それもネイティブ自身が設定した基準によってであることが少なくない。たとえば、国際

きたといえる。さらにそれは、2018年の入管法改定によって創設された在留資格「特定技能」にも引き継がれている。すなわち「特定技能」労働者は、まず「1号」を取得し、介護、外食業、農業、建設、造船・船用工業など14分野で最大5年間働くことができる。だが、「1号」修了者が移行でき、家族帯同や在留期間更新が可能で「2号」は、2019年8月時点で建設、造船・船用工業の2分野にしか設けられていない。これ以外に、資格を取得すれば、別の在留資格に移行できる介護をあわせても3分野で働く「特定技能」労働者しか定住につながらない仕組みになっている（図3）。

実際、この法改定を、安倍政権は「移民政策」ではないと述べている。具体的には「外国人材の在留期間の上限を通算で5年とし、家族の帯同は基本的に認めない」ことが「移民政策」とは異なる点だという。ここには、移住労働者を「今日来て明日去っていく人」として受け入れようとする政府の姿勢が如実に表れている。

このように、日本では、人びとの認識だけでなく法制度や政策によっても、移民を「今日来て明日去っていく」「旅人」にとどまらせようとする力が働いているといえるだろう。

「よそ者」／「ネイティブ」の区別が意味をもたなくなるとき

しかし現実には、日本に暮らす外国籍者のうち100万人以上が永住資格をもち、それ以外の一定程度安定した在留資格をもつ人を含めると、半分以上になる。在日コリアンなどの旧植民地出身者のほか日本人と国際結婚した人や、日系人など、日本人との「家族的つながり」をもつ人が多い。

結婚で地方に定住したフィリピン女性は、日本のジェンダー規範をもとに、家事や高齢者のケア役割を献身的に担い、「伝統的で理想的ないいお嫁さん」として、周囲から評価されているという（Faier, L., 2009, Intimate Encounters, Berkeley: University of California Press）。人間社会で生きる以上、他者からの評価は避けられないのかもしれない。しかし、両者に横たわる力関係の下、「よそ者」が、「ネイティブ」の評価的なまなざしから逃れることは難しい。

こうした一方的な関係が乗り越えられるのは、「よそ者」と「ネイティブ」の力関係が揺らぎ、彼らが区別されなくなるときなのかもしれない。これは決して、「よそ者」が「ネイティブ」に同化することを意味するわけではない。むしろコミュニティ自体が多様化し、「よそ者」と「ネイティブ」の区別が意味をもたなくなったときである。そしてそのときに初めて、「よそ者」だけでなく、誰もが「その人らしき」という意味での「違い」を発揮できるのではないだろうか。とするとならば、おそらく変わらなければならないのは、「よそ者」を評価し、彼らをコミュニティに含めるかどうかを決めるのは自分たちだと信じて疑わない「ネイティブ」の方なのだ。